

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月20日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 青森県十和田市大字相坂字高清水 78 番地 455

氏 名 株式会社 みどり

代表取締役 岡田 寛紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0176-23-9199

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 みどり
事業場の所在地	青森県十和田市大字相坂字高清水 78 番地 455
計画期間	令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	10,957万円
③ 従業員数	39人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1のとおり

(日本工業規格A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別添2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】・別添3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none">・資材や工具等を大事に扱い、繰り返し使用することで廃棄物の排出を抑制する。			
② 計画	【目標】・別添4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none">・廃棄物発生の抑制を考慮した施工方法を検討する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	種類：木屑・廃プラスチック・紙屑・金属屑・ガラス・陶磁器屑・廃石膏ボード コンクリート塊・アスファルト塊・石綿含有産業廃棄物	
②計画	取組：産業廃棄物の種類毎に分別し、それぞれの保管場所に置く。 搬入前に各現場で種類毎に分別する。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
種類：現状維持 取組：現場の担当者や作業員に廃棄物の種類や分別の仕方等を指導し、廃棄物に対する意識を高めるよう努める。石綿取扱従事者講習会を受講する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】・別添3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
	・木くず：破碎機によりチップ化し、再利用に努めている。	
	・ガラス・陶磁器くず：破碎し再生利用業者へ売却する。	
	・金属くず：切断し再生利用業者へ売却する。	
	【目標】・別添4のとおり	
	産業廃棄物の種類	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
	・リサイクル事業の推進として、木くずは可能な限りチップ化し再利用に努める。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】・別添3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
	【目標】・別添4のとおり	
	産業廃棄物の種類	
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

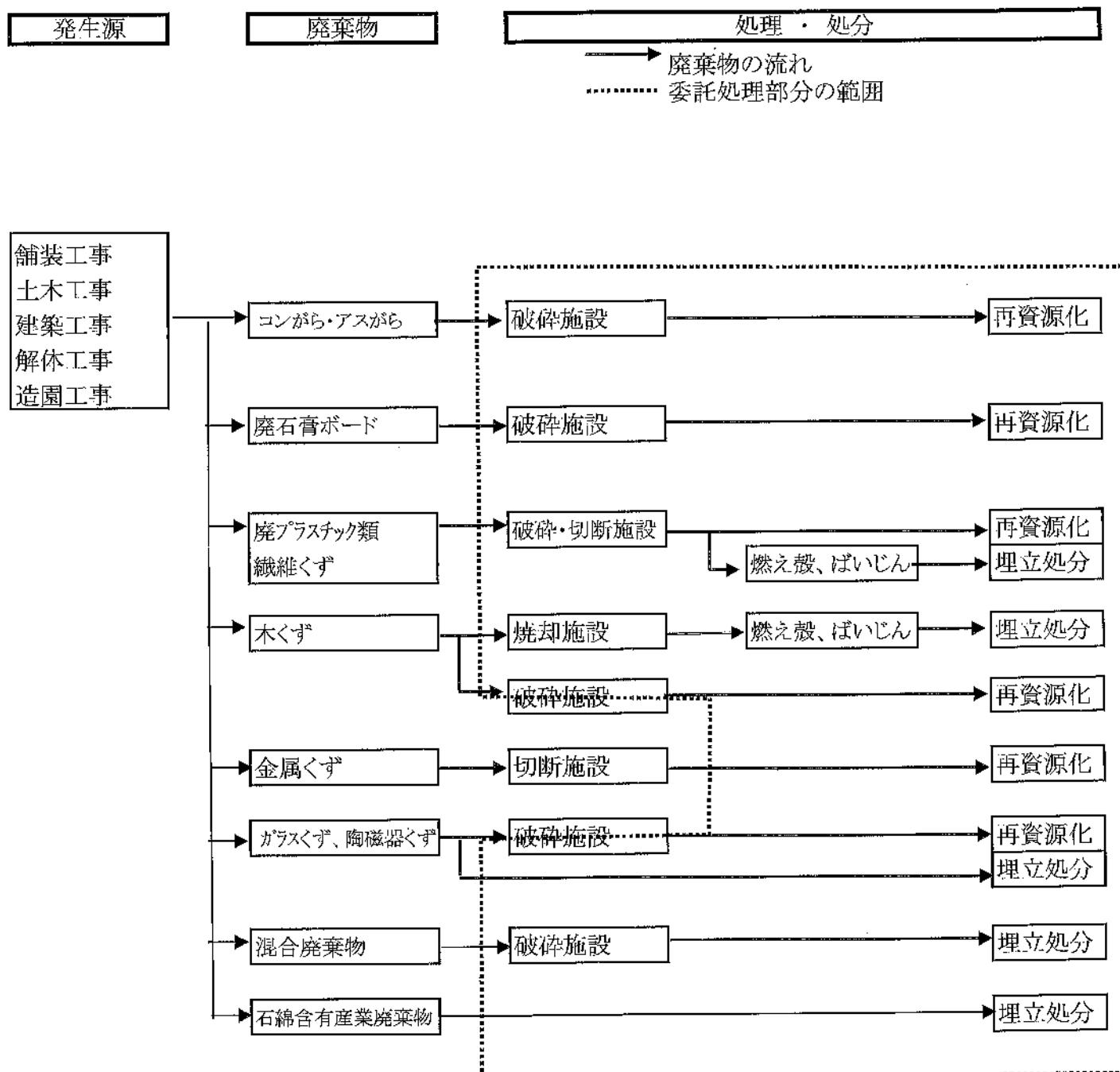
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		・別添3のとおり
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		・別添4のとおり
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（ 年度）実績】		・別添3のとおり
	産業廃棄物の種類		
①現状	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、たとえ他の処分業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認的確に管理する。			

(第5面)

②計画	【目標】 ・別添4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物を委託処理する際には、できるだけ再資源化施設及び、 優良認定処理業者を選定する。			
※事務処理欄			

別添 1 廃棄物処理フロー図

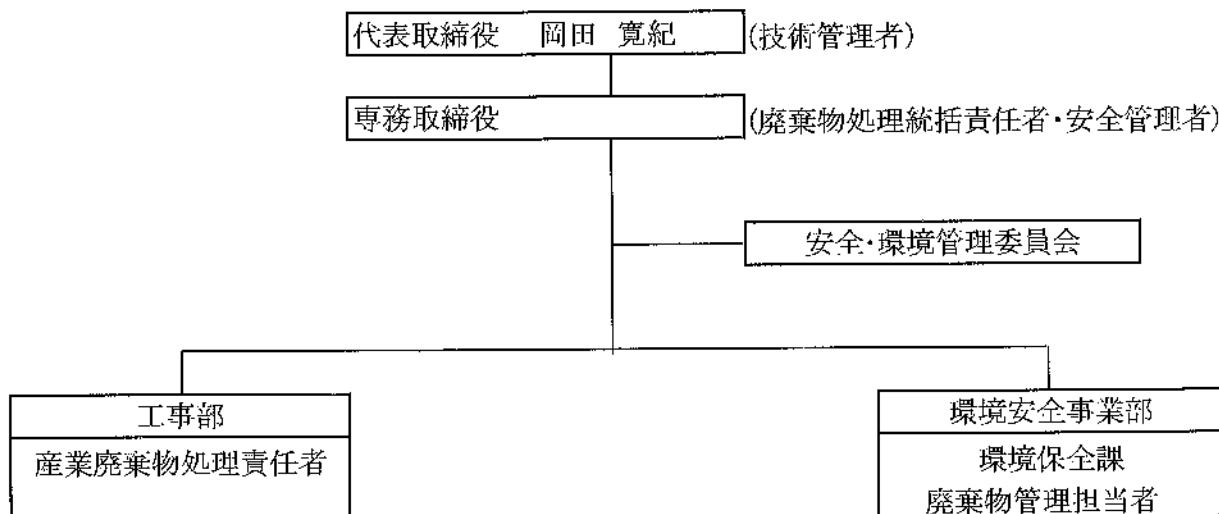


・別添 2

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属：本 社 専務取締役
廃棄物担当	所 属：環境安全事業部 廃棄物管理担当者
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 専務取締役 ・委員 各部門 課長、主任 ・事務局 環境安全事業部
	○廃棄物処理方針の策定 ○社内の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



別添3

産業廃棄物 命和 4 年度 美績									
産業廃棄物の種類	産業廃棄物 排出量 (㌧)	自己再生 利用量 (㌧)	自己熱回収 処分量 (㌧)	自己中間 処理量 (㌧)	自己埋立処分 海洋投入 (㌧)	産業廃棄物 全処理委託量 (㌧)	優良認定処理業者 への処理委託量 (㌧)	再生利用率への 処理委託量 (㌧)	認定熱回収業者 への処理委託量 (㌧)
がれき類 (コンクリートがら)	590.31	—	—	—	—	590.31	—	590.31	—
がれき類 (アスファルトがら)	923.26	—	—	—	—	923.26	—	923.26	—
ガラス・陶磁器	23.08	0.56	—	—	—	22.52	—	—	—
廃プラスチック	22.54	—	—	—	—	22.54	—	—	—
金属くず	0.66	0.66	—	—	—	—	—	—	—
木くず	147.92	140.81	—	—	—	7.11	—	2.99	—
繊維くず	3.83	—	—	—	—	3.83	—	—	—
石膏ボード	6.70	—	—	—	—	6.70	6.70	6.70	—
混合廃棄物	58.01	—	—	—	—	58.01	—	—	—
石綿含有産業廃棄物	14.88	—	—	—	—	14.88	—	—	—
計	1,791.19	142.03	—	—	—	1,649.16	6.70	1,523.26	—

別添 4

産業廃棄物 合和 5 年 度 目標							
産業廃棄物の種類	産業廃棄物排出量 (トン)	自己再生利用量 (トン)	自己熟回収 処分量 (トン)	自己中間 処理量 (トン)	自己埋立処分 海洋投入 (トン)	産業廃棄物 全処理委託量 (トン)	優良認定処理業者 への処理委託量 (トン)
がれき類 (コンクリートがら)	500.00	—	—	—	—	500.00	—
がれき類 (アスファルトがら)	800.00	—	—	—	—	800.00	—
ガラス・陶磁器	15.00	5.00	—	—	—	10.00	—
廃プラスチック	15.00	—	—	—	—	15.00	—
金属くず	0.50	0.50	—	—	—	—	—
木くず	120.00	110.00	—	—	—	10.00	—
繊維くず	2.00	—	—	—	—	2.00	—
石膏ボード	3.00	—	—	—	—	3.00	—
混合廃棄物	40.00	—	—	—	—	40.00	—
石綿含有産業廃棄物	10.00	—	—	—	—	10.00	—
計	1,505.50	115.50	—	—	—	1,390.00	13.00
							1,308.00

認定製回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量
(トン)

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。